

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

利用者の方に対する介護予防支援・介護予防サービスの提供にあたり、当事業所が利用者の方に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名	社会福祉法人サン・ビジョン
事業所名	江南北部地域包括支援センター
所在地	愛知県江南市河野町五十間 4 番地
種別	社会福祉法人
代表者	理事長 唐澤 剛
電話番号	0587-57-2155

2. 事業所の目的と運営方針

(1) 事業の目的

高齢者が、住み慣れた地域で互いに支え合い、安心して暮らすことができるよう、支援することを目的とします。

(2) 運営方針

ア. 利用者の方が心身の特性を考慮し、自立した生活ができるよう支援します

イ. 利用者の方の活動が主体的にできることを増やし、自立した日常生活が営めることができるよう支援します。

ウ. 利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように公平中立なサービスの提供に努めます。

エ. 市及び関係機関との連携に努めます。

3. 職員体制

職 種	常 勤	非常勤	業 務 内 容
社会福祉士	3	0	介護予防サービス・支援計画の作成、指定介護予防サービス・介護予防生活支援サービス及び地域密着型介護予防サービス事業者との連絡調整。
主任介護支援専門員	2	0	
保健師等	2	0	
その他職員	0	0	

4. 営業日及び営業時間

(1) 営業日は月曜から土曜日。

ただし、日曜日・年末年始は電話対応。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時

5. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービスの概要

- (1) 介護予防サービス・支援計画の作成
- (2) 介護予防サービス・介護予防生活支援サービス等の内容、利用料等の情報提供
- (3) 指定介護予防サービス・介護予防生活支援サービス及び地域密着型介護予防サービス事業者等関係機関との連絡調整
- (4) その他必要な支援

6. 事業の実施地域

後飛保町 藤ヶ丘 松竹町 河野町 宮田町 宮田神明町 村久野町
東野町（岩見） 前飛保町（*緑ヶ丘、藤町以外） 小杣町
勝佐町 鹿子島町 草井町 小脇町 慈光堂町 般若町 中般若町
和田町

7. 利用料

この事業は法定代理受領サービスであるため、利用者の負担はありません。

ただし、介護保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合には、一時的に厚生労働省が定める基準の額を負担していただき、申請により、市から払い戻しを受けることとなります。

8. 苦情等の申し立て先

- | | | |
|--------------------|---------|--------------|
| (1) 江南北部地域包括支援センター | 電話（専用） | 0587-57-2155 |
| | FAX（共用） | 0587-57-4365 |
| (2) 江南市ふくし部 介護保険課 | 電話（共用） | 0587-54-1111 |
| | FAX（共用） | 0587-56-5951 |
| (3) 愛知県国民健康保険団体連合会 | 電話（専用） | 052-971-4165 |
| | FAX（共用） | 052-962-8870 |

9. 虐待防止に関する事項について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上定期的実施する
- (4) 上記1～3までを適切に実施するための担当者を置く

10. ハラスメントについて

適切な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

ハラスメントは、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を困難にし、関わった従業員の心身に悪影響を与えます。下記のような行為があった場合は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント提供について協議・検討することがあります。

- (1) 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- (2) 特定の従業員に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- (4) 長時間の電話、事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等、その他の行為

11. 事故発生時の対応

担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援・介護予防サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じ管理者に報告します。担当職員の行為が原因となって利用者に損害を及ぼした場合には、速やかに損害を賠償します。但し、利用者または利用者の家族に重大な過失がある場合は、損害額を減額することができます。

12. 秘密の保持

担当職員は業務上知り得た利用者の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者もしくは、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ個人情報の同意書により同意を得ます。

私は、本説明に基づいて、当事業所の職員_____から
上記事項の説明を受けたことを承認します。

年 月 日

利用者 住所
氏名

代理人 住所
氏名

